

特記仕様書

1 パイプテント（天幕及び横幕を含む）について

以下に相当するものとし、所定の場所に搬入、設置すること。

- (1) 天幕、横幕は防炎加工され、カビ等の汚れのないものを使用すること。また、テントの色や形状等の市実行委員会の指示に従うこと。
- (2) 支柱は錆や変形等の無いきれいなものを使用すること。
- (3) ウェイトを利用し、会場の状況に応じた強風対策をとること。なお、ウェイトについては、倒飛壊防止に十分対応できる重量のものを使用し、万全を期すこと。
- (4) 倒飛壊が生じないよう適宜設置の状況を確認し、設置の不備等を発見した場合は、直ちに補修を行うとともに、その顛末を発注者に報告すること。
- (5) タイル等に設置する場合は、設置場所を傷めないよう養生を行い、撤去後は原状回復させること。なお、養生に必要な物品は受注者が用意すること。
- (6) 横幕は自力で巻き上げができるように設置すること。
- (7) 一部のテント内（ごみ集積所）に、ブルーシートを敷く場合は、養生テープ等で固定などし、飛ばないようにすること。

2 無線機について

無線機は、以下の物とし、所定の場所に搬入後、動作状況の確認及び調整を行うこと。

使用場所（1Fアリーナ・2Fエントランス・会場駐車場）で問題なく使用できるようにすること。

- (1) 機種 LTELトランシーバー IP500H又はIP502H（同等品可）
- (2) 付属品 ベルトクリップ、充電機、ACアダプタ、2ピースイヤホンマイク
- (3) その他 機器の仕様に際して必要な免許及び申請等は、受注者が事前に行うこと。
 - ①電波法令などを遵守すること。
 - ②電波使用料が発生する場合は受注金額に含めること。
 - ③充電済の状態引き渡すこと。